

体制の充実・強化を図っていく必要がある。

### (1)国内実施体制

- ア 環境 ODA の推進及び ODA 一般における環境配慮について、関係省庁は「地球環境保全に関する関係閣僚会議」に定期的に報告し、国際環境協力に関する政府全体としての取り組みをいっそう強化するとともに、その効率化と調整を図る必要がある。
- イ 関係省庁及び援助実施機関における国際環境協力の実施体制・組織を整備するとともに、相互の人事交流を促進することにより国際環境協力担当組織の能力向上を図る必要がある。
- ウ 地方公共団体や民間団体による国際環境協力への積極的な取り組みを支援するため、それらの団体の活動についての情報ネットワークの整備を図ることも検討すべきである。

### (2)援助機関間の連携

世界銀行、アジア開発銀行、UNDP 等の多国間援助機関及び他の先進国の援助機関との緊密な連絡、情報交換に努めるとともに、個々の国または地域においてこれらの機関との連携・分担による援助事業を推進することにより、国際援助機関及び他の先進国の援助機関との協調・連携を強化する必要がある。

### (3)人材の確保

次のような方法により、国際環境協力に携わる人材の確保に最大限の努力を行う必要がある。

- ア 関係省庁は、相互の密接な連携と調整の下に、専門分野ごとの人材登録制度を確立・充実させ、専門家の発掘と円滑な派遣に努めること。
- イ 人材登録及び派遣の促進のため、関係省庁は、国家公務員の国際機関等への派遣に関する法律の趣旨に沿って派遣職員数の増大に努めること。また、環境保全対策の個別分野での実務経験の多くが地方公共団体にあり、今後ともそのような地方公共団体の職員が国際環境協力の個別分野での人的貢献の主力となっていくものと予想される。従って、地方公共団体においても同法に準じた条例を整備する等の適切な条件づくりに努めるとともに、条例等に基づいた派遣職員の数の拡充等を行うこと。更に、民間企業、大学、研究機関等からの人材派遣の誘因となるような種々の施策のあり方についても検討していく必要がある。
- ウ 国際環境協力の人材を最も豊富に有する地方公共団体の人材派遣に対する一層の理解と協力を得るために、これら地方公共団体の人事・財政当局と外務省、JICA、自治省、環境庁、その他関係省庁との間に定期的な情報・意見交換の場を設けること。
- エ 所属先を離れて国際環境協力に携わったことが、昇進、昇給等を含む職員の待遇において不利にならないよう、十分に配慮すること。また、退職して国際環境協力に携った人材が、帰国後も安心して働くことができるような受け皿づくりを進

めること。

#### (4)人材の育成

次のような方法により、国際環境協力に携わる人材を育成することが急務である。

- ア 関係省庁は、国際環境協力専門家養成10年計画を策定し、計画的に人材養成を行うこと。
- イ JICA 国際協力総合研修所等の機関や(財)国際開発高等教育機構(FASID)等の団体における事業の一環として国際環境協力の専門家養成・確保への取り組みを強化すること。
- ウ 大学及び大学院レベルでの環境と開発に関する教育、途上国研究等を充実させること。政府機関等はそのような研究を支援し、また、援助実施のための研究、調査等にそれらの大学等の研究の成果を活用していくこと。特に熱帯林生態系や生物多様性の保全の関連分野では専門家の数が少ないので、大学・研究機関等との連携による効果的人材確保と養成を図っていく必要がある。
- エ 環境ODA や一般のODAにおける環境配慮の実施に経験を積んだ海外のコンサルタントやコンサルティング企業も参加させ、そのノウハウを活用することを通じて、わが国の環境協力に携わる人材の養成に努めること。
- オ 國際的には学位が重視されることに鑑み、環境協力に直接携わる専門家の候補者に対して、大学院での研究を奨励するための措置を講じ、積極的に学位を取得させよう努めること。

#### (5)後方支援体制の整備

派遣されている専門家を国内から支援するため、各種専門情報、わが国内外の動きを定期的に知らせる刊行物を発行し、また、主要技術協力、特にプロジェクト方式技術協力に対しては、現地専門家からの照会に的確かつ速やかに応えられる専門家グループを確保する等、後方支援体制を強化する必要がある。

### 第3章 民間国際環境協力の推進に向けて

#### 第1節 非政府団体(NGO)の参加協力、支援の強化

相手国の実情や現地の社会的条件に適合し、地域住民に効果が及びやすい援助を実施していく上で、そのような援助実績のある援助国や被援助国の非政府団体(NGO)及び援助事業の影響を受ける住民の参加が重要であるとの認識がわが国でも広まりつつある。そのような NGO が国際環境協力により広く参加していくことを支援するため、外務省により小規模無償資金協力、外務省、農林水産省及び建設省により NGO 補助金、郵政省により「国際ボランティア貯金」等の制度が逐次整備されてきている。これらのうち、最新の国際ボランティア貯金については予想以上の国民の協力が得られ、また、NGO の自主財源も多少とも拡大の傾向にあるが、全体として、草の根型・市民参加型の NGO の財政基盤は未だ脆弱である。

このような NGO に加え、わが国には民間での国際協力を支援するため(社)海外環境協力センター(OECC)等多数の公益法人が、また、途上国企業への直接投資やわが国との貿易を

促進するため(株)日本国際協力機構(JAIDO)等、政府、経済界等の支援を受けた組織・団体も設立されている。

政府においては、これらの団体等が国際環境協力においてそれぞれの立場から役割を果していくよう、NGOとしての性格を十分に尊重の上、次に掲げるような支援を行っていく必要がある。また、これら団体等の相互の連携と協力の強化も課題となっている。

- ア 協力案件の形成・環境影響評価等に当たって、NGO の有する知見も幅広く活用すること。ODA 実施機関等においては、NGO の参加に関する指針等を設け、その適切な活用を図っていくこと。
- イ NGO 補助金、小規模無償資金協力、国際ボランティア貯金の一層の推進等により、NGO の活動の強化を支援していくこと。
- ウ 関係省庁等は、環境と開発について関心のある NGO のネットワーク化を、情報の提供等により支援すること。
- エ 関係省庁は、NGO に対する窓口を明確にするとともに、NGO との交流を図ること。
- オ 大学等の教育・研究機関では、国民の国際協力への参加を奨励する観点からも、入学等に当たってボランティア活動への参加経験を評価することや、在学中の国際協力活動への参加について、各大学等の教育過程の一環に位置付けられるものについては、単位認定すること等を検討すること。
- カ 環境 NGO、民間企業、民間金融機関等の民間部門の共同により行われる自然保護・債務スワップ(DNS)が、民間主導型の環境協力・資金調達方法として注目されつつあることに鑑み、わが国としても、DNS を支援するため、関連団体に対する税制上の優遇措置の活用や DNS を斡旋・実施できるような NGO の育成及びそれらに対する助成、DNS 情報ネットワークの充実を図るとともに、更に情報の収集・解析を重ね、より適切な方策の検討を行うこと。
- キ NGO の参加の促進の見地からも、ODA に関する情報公開のより一層の推進を図ること。

## 第2節 民間企業等による国際環境協力の推進

### (1)環境配慮の推進

民間企業の海外進出等に際しては、相手国の法令の遵守は勿論のこと、十分な環境配慮を行うことに加えて、経団連が定めた「地球環境憲章」、「海外進出に際しての 10 の環境配慮事項」等、各種経済団体の自主的な指針に沿って、相手国の文化・伝統・慣習・地元住民の生活の尊重、環境汚染、自然環境破壊の防止等の行動がいっそう積極的に行われることが期待される。また、民間金融機関においても、その融資する事業に対する環境配慮の方針や手続きを定め、積極的に取り組んでいくことが望まれる。

### (2)途上国における環境保全事業の推進

民間企業・業界団体等においても、それぞれの立場での社会参加と国際協力の一環として、以下のような国際環境協力に積極的に取り組んでいる。このような種々の形態の協力を今後

更に充実・強化していくことが期待される。それらは、それぞれの企業・団体等の自主性、創意工夫により行われるべきことは言うまでもないが、政府においても国際環境協力に関するわが国経済界との対話を密に行うこと等により、民間企業等によるこうした努力を奨励していくべきである。

- ア 生態系保全、野生生物保護、森林再生等のための援助事業の実施。またはそのような事業に対する資金的・技術的な支援。
- イ 途上国の環境保全を支援するために設立された公益法人や公益信託への参加及びこれらについての一般市民への紹介。
- ウ 環境保護団体等への寄付又は市民等からの寄付の仲介。
- エ 前述(第1節力)の自然保護・債務スワップへの参加。
- オ 休暇・休職制度の工夫、派遣中・帰国後の処遇等に関する特別の配慮等による社員のNGO活動等への参加、国際機関勤務等の奨励。

### (3)途上国の環境保全産業への投資、技術移転等の促進

途上国の産業開発協力におけるわが国経済界の実績等を踏まえると、今後、以下のような事業をわが国の民間企業等が途上国企業等と協力しながら行うことは特に効果が大きいと期待され、検討に値するのではないかと考えられる。

- ア 前述の(株)日本国際協力機構(JAIDO)や(財)海外貿易開発協会(JODC)等を通じ、途上国において公害防止設備・機器の製造や環境エンジニアリング、資源の再生利用等を行う産業の振興を支援すること。
- イ 環境エンジニアリング、公害防止設備・機器等の製造又はリース事業等について、途上国企業との合弁会社又は協同組合を設立すること。
- ウ 現地に置かれている日本人商工会議所等を通じて、公害防止等に関する情報の提供や技術的指導を日系企業に対して行うとともに、現地の民間企業にも意識の啓発、情報の普及、技術移転等を図ること。
- エ 民間の産業技術に関する情報交換、技術交流を促進するため設置されている各種の基金等を拡充又は新設し、途上国企業における環境保全対策の推進にも役立てること。
- オ 途上国企業に対して環境対策に関する技術指導を行うための技術者の海外派遣や、国際環境協力にも携わることができるような技術者の育成を、より一層推進すること。
- カ 海外支社・工場等の従業員を受け入れて行われる企業内研修制度を、ODAによる技術協力・研修等にも、より一層活用していくこと。

